

平成26年12月11日提出

住居表示の実施等による町名変更に伴う関係条例の整備に関する条例の  
制定について

住居表示の実施等による町名変更に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように  
制定する。

熊本市長 大 西 一 史

住居表示の実施等による町名変更に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本市立小学校及び中学校設置条例の一部改正)

第1条 熊本市立小学校及び中学校設置条例(昭和39年条例第64号)の一部を次のように改正する。

第2条(1)小学校の表熊本市立松尾東小学校の項中「松尾町上松尾」を「上松尾町」に改め、同表熊本市立松尾西小学校の項中「松尾町上松尾」を「西松尾町」に改める。

(熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表西区の項中「上高橋2丁目」の次に「上松尾町」を、「谷尾崎町」の次に「中松尾町、西松尾町」を加え、「松尾町上松尾」を削る。

(熊本市老人憩の家条例の一部改正)

第3条 熊本市老人憩の家条例(昭和48年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条の表62の項中「松尾町上松尾」を「上松尾町」に改め、同表67の項中「松尾町上松尾」を「西松尾町」に改め、同表102の項中「松尾町上松尾69番

地」を「松尾1丁目2番43号」に改める。

(熊本市地域コミュニティセンター条例の一部改正)

第4条 熊本市地域コミュニティセンター条例(平成4年条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表第1 熊本市松尾地域コミュニティセンターの項中「松尾町上松尾」を「中松尾町」に改め、同表熊本市松尾西地域コミュニティセンターの項中「松尾町上松尾」を「西松尾町」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

住居表示の実施等による町名変更に伴い、関係条例の整備をするため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。